【連絡運輸機関等】

第5条 省略

(注)特別割引乗車券については、当社と大阪地下鉄とは身体障害者の割引制度を異にするので、被救護者に対してのみ「身体障害者・知的障害者等運賃割引規則」に準じ連絡割引券を発売する。

現行

【途中下車】

- 第8条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された 発着区間内の任意の駅に下車した後、再び他の列車に乗り継ぐことはできない。 ただし、次の各号の場合は除く。
 - (1)定期券は券面に表示された発着区間内の任意の駅
 - (2)普通券及び回数券は、大阪地下鉄が規定した乗換駅
 - (3)団体券は、当社線内は当社が、大阪地下鉄線内は大阪地下鉄が承諾した駅

【乗継旅客運賃の取扱い】

- 第15条 乗継旅客運賃制度の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
 - (1)対象旅客

連絡普通券旅客

(2)接続駅および適用範囲

接続駅	適 用 範 囲			
1女 心儿 利八	当 社	大阪地下鉄		
江 坂	緑地公園·桃山台	東三国·新大阪		

(3)割引額

当社の普通運賃から大人 10 円、小児5円を割り引く。また大阪地下鉄線についても同様に割り引く。

(4)取扱い

- ア 当社線内1区の普通券で大阪地下鉄線に乗り越した場合でも、適用範囲である限り乗継旅客運賃により精算する。
- イ 乗継旅客運賃を基本として計算する。(当該区間を普通券で乗車した

【連絡運輸機関等】

第5条 省略

(注)特別割引乗車券については、当社と大阪地下鉄とは身体障害者の割引制度を異にするので、被救護者に対してのみ「身体障害者・知的障害者・精神障害者等運賃割引規則」に準じ連絡割引券を発売する。

改定

【途中下車】

- 第8条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された 発着区間内の任意の駅に下車した後、再び他の列車に乗り継ぐことはできない。 ただし、次の各号の場合は除く。
 - (1)定期券は券面に表示された発着区間内の任意の駅
 - (2)普通券は、大阪地下鉄が規定した乗換駅
 - (3)団体券は、当社線内は当社が、大阪地下鉄線内は大阪地下鉄が承諾した駅

【乗継旅客運賃の取扱い】

- 第15条 乗継旅客運賃制度の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
 - (1)対象旅客

連絡普通券旅客

(2)接続駅・適用範囲および割引額

当社 範囲 大阪地下鉄 範囲			接続駅	桃山台 緑地公園	箕面萱野 箕面船場阪大前 千里中央	
大	東三国新大阪額	фп	当社		20円	30円
人		大阪地下鉄	;⊤+⊏	20円	10円	
小			当社	江坂	10円	15円
児		렍	大阪地下鉄		10円	5円

(3)削除により、以降は昇順となる

(3)取扱い

- ア 当社線内の普通券で大阪地下鉄線に乗り越した場合でも、適用範囲である限り乗継旅客運賃により精算する。
- イ 乗継旅客運賃を基本として計算する。(当該区間を普通券で乗車した

	2025年1月19日
現行	改定
現行 ものとみなす。 ウ 身体障害者、知的障害者、団体券等他の割引適用する乗継旅客運賃 は適用しない。(所定運賃により計算する。) エ 駅の旅客用連絡普通運賃表については、適用範囲について乗継旅客 運賃を表示する。	